

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(7月分)

■令和6年7月1日～令和6年7月31日

令和6年7月31日現在

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月24日	【参考送付】キャッシュレス決済における決済代行業者等の加盟店調査措置義務等の整備を求める意見書	日本弁護士連合会 会長 淵上 玲子	当連合会は、以下のとおりキャッシュレス決済における決済代行業者等の加盟店調査措置義務等の整備を求める意見書を取りまとめ、本年7月19日付けで経済産業大臣、金融庁長官及び消費者庁長官宛てに提出した。御参考までに送付申し上げる。 クレジットカード決済をはじめとするキャッシュレス決済の利用に伴う消費者被害を防止するため、割賦販売法及び資金決済に関する法律の改正を含む次の措置を講ずることを求める。 1 いわゆる決済代行業者等に対し、加盟店の不適正販売行為の防止及びクレジットカード番号等のセキュリティ対策に関する加盟店調査措置義務を規定すること。 2 いわゆる決済代行業者等に対する登録制を導入し、登録審査事項として、国内に営業所を有すること、加盟店調査の実施体制を整備すること等を定め、行政規制権限を規定すること。無登録のまま決済代行業務を営む事業者が前項の加盟店調査措置義務違反に相当する行為を行い、消費者の利益が害されるときは、登録決済代行業者を所管する主務大臣の申立てにより裁判所が当該事業者に対し業務禁止命令を発する規定を設けること。 3 クレジットカード加盟店の不適正販売行為、クレジットカード番号等の漏えい及び不正利用を防止するため、翌月一括払いを行うクレジットカード発行会社(二月払購入あっせん業者)に対し、クレジットカード利用者から寄せられる苦情の適切処理及びクレジットカード番号等取扱契約締結事業者への苦情伝達義務を定めること。 4 プリペイドカード決済(前払い)、デビットカード決済(即時払い)、収納代行、個別式後払い決済その他のキャッシュレス決済制度全般について、不適正販売行為の防止及びセキュリティ対策の強化に関する横断的な法制度の整備に向けた課題を検討し、必要な施策を講ずること。

<地方消費者行政:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月18日	地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める会長声明	神奈川県弁護士会 会長 岩田武司	当会は、標記について、平成28年10月及び平成30年7月の二度、声明を発表しているが、改めて国に対し、次のことを強く要請する。 1. 地方自治体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。 2. 消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善にかかる制度設計と必要な予算措置を講じること。 3. 国が進める消費生活相談のデジタル化にかかる予算を国の責任で措置すること。 理由としては、以下のとおり。 ・神奈川県が発表した「令和4年度神奈川県内における消費生活相談概要」によれば、県内の消費生活相談窓口で受け付けた消費生活相談総件数は高水準にあるとともに、苦情相談は増加。 しかしながら、国が地方消費者行政に対して措置する交付金の予算額は消費者庁創設時に比べ大幅に減額。 さらに、平成26年に開始された地方消費者行政推進交付金は、消費生活相談員の人件費にも充てることができ、地方の相談体制を下支えしてきたが、令和6年度末及び令和7年度末に多くの自治体で活用期限の終期を迎え、消費生活相談員の減員や相談窓口開設日の減少、あるいは消費者教育・啓発に充てていた予算の減額等につながり、消費者行政全体としての後退が不可避となる。 あわせて、県下の自治体における一人あたりの消費者行政予算は、自主財源のみでみると、自治体間で差が生じており、とりわけ小規模自治体の厳しい財政事情が窺える。同交付金の活用が不可となると、自治体による格差がさらに広がるが見込まれる。 ・相談員という専門性が高い業種に見合う処遇が確保されていないことで、担い手不足が深刻化している。 ・新システム導入に必要な端末(パソコン)の設備費用や、システム利用に係る経常的経費(通信費、保守費など)も地方自治体の負担となる。

<消費者安全関係:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月4日	2024年度 PLオンブズ会議報告会 提言	PLオンブズ会議 一般社団法人 全国消費者団体連絡会	<p>私たちは製造物責任法が1995年7月1日に制定されたことを記念して毎年7月1日に製品安全に関する報告会を開催している。先の第213回国会において、「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案」が6月19日に可決成立した。これはインターネット取引の拡大に伴い、国内外の事業者がオンラインモールを通じて国内消費者に製品を販売する機会が増えたことに伴い、製品の安全性に責任を持つべき国内の製造・輸入業者がいなかったか、玩具などの子供用品の安全性が確認できない製品に対する規制が不十分といった課題が浮きあがってきたのに対し、製品安全に関する国内の行政規制の在り方を見直したものである。</p> <p>今年の7月1日の報告会では、この改正法の説明を経済産業省からしていただいた。こどもの安全を守る視点からの改正については、この問題に関わってこられたNPO法人Safe Kids Japanから今回の改正をどう受け止めるべきか、の現場の声もお聞きすることができた。一方オンラインモールを運営しているネット事業者にとって、この度の改正が、どう関係してくるのか、消費者にどのような影響があるのか、につき携わっておられる現場の率直なお話をお聞きすることができた。</p> <p>また、関連して2023年から先行実施されている「製品安全誓約」の現状と問題点をネット事業者からお聞きし、消費者庁からは6月に公表された実施状況の報告書を提供していただいた。</p> <p>こうして、ネット時代の進展に対応した行政規制や事業者の取り組みは諸外国の規制並みに一定の進展をしてきた。他方、欧米ではオンラインモールを通じて購入した製品による事故の被害者救済に資するための、ネット事業者に対する民事責任についても立法化が新しく進められている。しかし、我が国のこの点についての検討はどのようになっているのか、国民の前に明らかになっていない。</p> <p>私たちは、ネット時代の消費者の安全を守り被害救済が適正に行われるよう、製品安全に関する行政規制に引き続き、民事責任のあり方についても、諸外国の法制に遅れをとることなく、立法が検討されるべきだと考え、政府に早急なる検討を要求する。</p>

<食品表示関係:2件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月9日	機能性表示食品制度の廃止と実効性ある健康被害防止策を求めます～小手先の制度見直しでは事故は再発します～	食の安全・監視市民委員会 共同代表 佐野真理子 山浦康明	<p>私たち食の安全・監視市民委員会は、紅麹サプリメント事故を、機能性食品だからこそ発生した重大な健康被害として捉え、機能性表示食品制度について次のような改善策の導入を強く要求する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.機能性表示食品制度の廃止を求める 2.医療機関との連携の整備を要望する <p>今回提示された国の施策では、健康被害の提供義務は「医師の診断によるものに限る」とされ、それを事業者が把握した場合に、因果関係が不明でも事業者は消費者庁及び都道府県等に情報提供することが義務となる。医療機関への適正な受診環境を整えていくためには行政・消費者生活センター・医療機関等との連携体制を整備する必要がある。診断の際、機能性関与成分、摂食量、関与成分と薬剤との相乗作用、個人間で異なる生活習慣の特異性など、体調不良を覚える消費者の訴えは幅広いものである。医療機関の受診受付について、消費者目線からの体制整備を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3.健康被害事例について迅速に公表する制度の導入を明記すべきである <p>健康被害の情報提供義務は常に事故公表制度の導入とセットで検討すべきである。消費者に事故例を迅速に公表することこそが被害の拡大防止の決め手となる。被害情報の迅速な報告と同時に、消費者に迅速に知らせるべき公表に際しても目詰まりは許されない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 4.事後チェック対象を拡大させるとともに、チェック結果の全面公表を要望する <p>提示された国の施策には、市販後対応の一環として「事後チェックのための買上げ事業の対象件数の拡充」も予定されている。しかし、ここにはチェック後の結果についてきちんと公表するのかどうか、明確ではない。事後チェックの結果を全面開示して消費者に知らせない限り、事故防止への効果は期待できない。結果の全面公表・開示を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 5.ネットCMを含む宣伝・広告も食品表示法の規制に含めるべきである <p>健康被害へとつながる広告について、食品表示法の対象にネットCMを含む宣伝・広告等を規制対象に位置付けるべきである。国の「対応」では、広告の適正化が相変わらず事業者の自主性に委ねられている。現在のままではデジタル社会の進展にもまったく対応できない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 6.消費者救済制度の導入を求める <p>60年代のカネミ油症事件以来、食品被害者救済は最大・最重要の事故対応である。早急な被害者救済制度導入の検討体制の整備を要望する。紅麹サプリメントによる被害増加が明らかになるに伴い、同種・同様の被害に対する救済制度の導入は喫緊の課題である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 7.新しい規制法の導入検討の着手を要望する <p>消費者にとって、一見医薬品のようなサプリメント形状の保健機能食品およびその他の「いわゆる健康食品」を、食品と認識するのは難しいのが現状である。機能性表示食品としての届出品目だけを見ても、サプリメント形状の食品は約55%も占めている。これらが食品として販売されていること自体に問題が多く、医療機関を受診せず病気を悪化させる懸念もある。機能性表示食品制度の廃止とともに、サプリメント(錠剤・カプセル・粉末・液剤等の形状の食品)形状の食品全般を対象にした規制法制定への着手を要望する。</p> <p>※国が示した機能性表示食品制度の見直しに向けた「今後の対応」には、「報告義務」はあっても「公表制度」がなく、「事後チェック対象の拡大」はあっても「チェック結果の開示」がないのは極めて不十分である。「消費者目線」が欠如した小手先の改善と思わざるを得ない。すくなくとも、上記の項目については行政が十分な検討に取り組むことを強く要望する。</p>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月11日	機能性表示食品の制度見直しは極めて不十分です 制度の廃止を含め抜本的制度改革を求めます	主婦連合会 会長 河村真紀子	<p>いまだ被害拡大の様相を見せている紅麹サプリの問題を受けて、機能性表示食品を含む健康食品の制度の抜本的見直しを求め、以下の通り意見を述べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康被害情報収集及び公表の仕組み 健康被害情報の実効的な収集の仕組みを構築すること。また、すみやかに公表される仕組み・規定を定めること。 ○健康被害救済制度 食品による健康被害の救済制度の導入について早急に検討を開始すること。 ○サプリメント形状への規制 機能性表示食品に限定せず、特定の成分を簡単に過剰摂取することが可能であるサプリメント形状(錠剤・カプセル・濃縮型等)の健康食品全般(「いわゆる健康食品」を含む)について、安全と品質を担保する厳格なルールを導入すること。 ○キャッチコピー・広告規制 義務表示だけでなく、パッケージに書かれたキャッチフレーズ、広告全般を含め、食品表示法に位置づけるなどしてルールを明確にし、更に違反を是正させる規律を導入すること。 ○「いわゆる健康食品」を含む健康食品全般に関するルールの抜本的見直し 安全性・機能性を事業者任せとしている機能性表示食品制度のあり方そのものについて、制度の廃止を含めた抜本的改革が必要。新規の成分に限らず安全性、品質、機能性の担保のため国のチェックが入る制度が強く求められる。「いわゆる健康食品」を含む健康食品全体の在り方を抜本的に見直し、消費者被害を未然に防ぐことができる新しい制度に生まれ変わるべく、早急に検討を開始すること。

なお、団体から寄せられた意見等のほかに、個人から3件の意見等が寄せられました(内訳: その他: 3件)。
寄せられた意見等については、消費者委員会が調査審議を行う上で、参考とさせていただきます。